

日本学術会議会員任命に関して声明 第二弾

全国民主主義教育研究会常任委員会有志は、2020年10月11日付で「日本学術会議会員任命に関して緊急声明」を発表し、6名の速やかな任命を要請したところである。

その後、先の臨時国会では、菅義偉首相と杉田和博官房副長官が相談のうえ6名の任命拒否を判断したことが明らかになったものの、その理由については国民の納得できる具体的な説明を拒否したままである。また、12月11日には、杉田官房副長官から「外すべき者（副長官から）」の記述がなされている政府の内部文書（9月24日付）が開示されたものの、その内容は墨塗りがなされ引き続き具体的な理由等は明らかにされていない。

この間、政府は、任命拒否問題ではなく、日本学術会議の在り方、特に組織の政府からの独立や会員選考方式の見直しに論点をすり替えようとしてきた。12月9日には、自民党のプロジェクトチームにより、政府から独立した法人格への組織変更を求める提言案をまとめ、会員の選考手法を見直すことも学術会議に求める見込みである。

これらの動きに対し、同月16日には、学術会議梶田隆章会長より、政府への提言機能や国際発信力の強化といった組織の見直し案が井上信治・科学技術担当相に中間報告の形で提出されたが、会員選考方法や財政の国家支出および活動面での政府からの独立等の諸点を含む「ナショナル・アカデミー」としての5要件は全て満たしていると評価されている。

6名は任命されないまま、所属するはずであった学術会議の第一部会 人文・社会科学系の部会長の選出は6名が会員に戻った時点で行うことになり（2020年10月上旬時点）、学術会議の正常な運営にも少なからぬ支障をきたしていると予想される。

そもそも、今回の事態は、政府による日本学術会議への介入の問題にあり、任命拒否は学術会議法に照らして違法である。こうした権力行使が許されれば、日本学術会議法に定められた同会議の独立性（第3条）が脅かされ、その根幹にある憲法第23条の保障する「学問の自由」の理念を大きく揺るがすことは明らかである。それがさらにほかの多くの自由への侵害に向かうことも懸念される。組織の在り方等の議論は、この学問の自由を確保することを踏まえたうえで行われるべきである。

わたしたち全国民主主義教育研究会は、このような動きが、政権の考えに従わないものを排除するというメッセージとなり、教育現場での仕事や研究活動をより困難なものとなることを危惧する。

ゆえに、ここに常任委員会全員により、あらためて、6名の任命拒否の理由を明らかにするとともに、速やかな任命を要請する。

2020年12月19日 全国民主主義教育研究会常任委員会一同